

入 札 心 得

一般（指名）競争入札に参加する者は、下記条項を熟知のうえ入札書を提出しなければならない。

1. 入札書の提出は、本院より配布された用紙に入札金額並びに競争加入者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）するものとし、当該入札書を封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記し、当該封書を提出するものとする。
2. 代理人による入札の場合は、あらかじめ、競争加入者からの代理委任状を提出するものとする。
3. 代理人による入札書の提出は、本院より配布された用紙に競争加入者の商号及び氏名並びに代理人であることの表示（代理人の氏名及び押印）するものとし、当該入札書を封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記し、当該封書を提出するものとする。
4. 入札金額は、算用数字を用いて明確に記入するものとする。
5. 日付は必ず記入するものとする。
6. 郵便による入札は受け付けないものとする。
7. 入札場における入退場は、競争加入者（その代理人を含む。）及び入札執行事務に関係のある職員のほかは、入札場に入場することができないものとする。又、特にやむを得ないと認められる事情がある場合にほかは一旦入場した者の退場は認めないものとする。
8. 次に各号の一に該当するものは無効とする。
 - （１）公告に示した、競争に参加するために必要な資格のない者が提出した入札書
 - （２）入札書に所定の事項の記載（捺印を含む。）のない入札書
 - （３）入札金額を訂正した入札書
 - （４）競争加入者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）の判然としない入札書
 - （５）その他、入札に関する条件に違反した入札書
9. 開札は、公告に示した場所及び日時に入札者の面前で行うものとする。
10. 落札者の決定は、予定価格以内の価格で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。また、同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者がいる場合には、入札執行事務に関係のない職員がこれに変わって、引くものとする。
11. 入札の結果、予定価格に達した者がいないときは直ちに再度入札を行うものとする。
12. 競争入札の延期又廃止は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等競争入札を公正に執行することができない状況にあるものと認めた場合は、当該競争入札を延期し、又はこれを廃止するものとする。
13. 入札保証金は、免除する。
14. 平成２２年度において一般競争（指名競争）参加資格を有するもので、入札に参加しようとする者はあらかじめ一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写し）を提出するものとする。
15. 仕様書ならびにその他の書類は、入札の執行当日に必ず返却するものとする。